

## ImageFlux オンライン申込みプラン利用約款

### 第1条（約款の適用）

1. この ImageFlux オンライン申込みプラン利用約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービス「ImageFlux」のうちインターネットを通じてサービスサイトより申込みを行う各プラン（以下、「本サービス」といいます。）に適用される基本サービス約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

### 第2条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、利用者サーバ上に配置された元画像ファイルを利用者の設定に応じて、サイズ、ファイル形式、効果及び色調等を自動で処理し、端末からの要求に対して画像を配信するサービスです。
2. 本サービスの内容及び利用条件は、サービスサイトにおいて定めるとおりとします。

### 第3条（利用開始日）

1. 本サービスの提供は、初回料金の支払いの確認の有無を問わず、利用契約が有効に締結されたことを条件に当社が申込者に対して通知した利用開始日から開始されます。

### 第4条（トライアル期間及び最低利用期間）

1. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、利用開始日から1ヶ月が経過する日が属する月の末日までを本サービスのトライアル期間とします。トライアル期間中、利用者は無料で本サービスを利用することができ、また、当社に対し当社の定める方法で通知することにより、トライアル期間の終了をもって本サービスの利用契約を解約することができます。
2. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、本サービスの最低利用期間は、トライアル期間最終日の翌日から3ヶ月間とし、利用者がトライアル期間中に利用契約を解約しない場合、トライアル期間の終了をもって自動的に最低利用期間に移行するものとします。

### 第5条（支払期限）

1. 基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの利用に関する料金を、その翌月の末日までに支払うものとします。

### 第6条（プラン変更）

1. 利用者は、サービスサイトに定める条件を満たした上で、当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって利用中のプランを本サービスの別プランに変更することができます。プランの変更日が属する月の利用料金は、当該月に利用者が利用したプランのうち最上位のプランに基づいて算出されるものとします。

#### 第7条（画像及び映像に関する権利）

1. 当社及び当社が選任する第三者（以下、「選任先」といいます。）は、利用者が本サービスの利用に供した画像又は映像並びに当該画像又は映像に基づき本サービスにより生成された画像及び映像を、原則として使用しません。ただし例外として、本サービスの提供又は本サービスのメンテナンス（システムの不具合修正等を含みますが、これに限りません。）を行う目的でのみ、これらの画像又は映像を無償で使用することができるものとします。利用者は、当社及び選任先に対し、これらの画像又は映像の使用に必要な権利を自己の費用と負担で許諾するものとし、当社又は選任先と第三者との間でこれらの画像又は映像の使用について紛争が生じた場合には、自己の費用と負担でこれを解決し、当社に一切の損害が生じないようにするものとします。

#### 第8条（他社との協業）

1. 本サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から連絡の上、当社及び選任先が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。
2. 利用者の個人情報その他本サービスに関連して利用者から当社に提供される情報（以下、「利用者情報」といいます。）は、本サービスの提供（本サービスの運営、メンテナンス、本サービスに関するサポートの提供を含みますがこれらに限られません。以下同じ。）のために当社が必要と認める範囲で、選任先に提供され、当社が本サービスの提供を行うために選任先が利用することができ、利用者はこれに同意します。当社が利用者情報を使用し、選任先に提供し、選任先が利用したこと起因して利用者が発生したいかなる損害についても、当社及び選任先は債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。

#### 第9条（第三者との紛争）

1. 利用者の本サービスの利用に起因して第三者（国内外を問いません。）と当社又は利用者との間に発生した紛争に関し、当社は一切責任を負わず、当該利用者が自らその責任と費用負担において解決し、当社に一切の損害が生じないようにするものとします。

#### 附則

##### 第1条（適用開始）

1. この約款は、2021年12月15日に制定され、同日より適用されます。